

平成 29 年度滋賀県がん啓発活動協賛取扱要領

1 目的

滋賀県がん対策推進運動事業をはじめとする、滋賀県のがん対策の推進を目的とするがん啓発活動を円滑に行うため、公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）は、事業者等から協賛を募集することとし、その取扱いについては以下のとおりとする。

2 協賛の種類

協賛とは、公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）が行う滋賀県がん対策推進運動事業をはじめとする、がん啓発活動に対する次に掲げる行為とする。

- (1) がん啓発活動の実施に要する資金の提供
- (2) がん啓発活動の実施に要する物品等の提供または貸与
- (3) がん啓発活動の実施に要する事業者が行う広報機会、役務の提供

3 募集

協賛は「滋賀県がん啓発活動 御協賛趣意書」に基づき募集する。

4 受付手順

- (1) 原則として滋賀県がん啓発活動協賛金申出書（様式 1）により受け付ける。
- (2) 公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）は、協賛申出書の提出があった場合は、次の（3）の各項目のいずれにも該当しないと認めるときは、申し出を行った者（以下、「申出者」という。）に対して、滋賀県がん啓発活動協賛依頼書（様式 2）で協賛を依頼するものとする。
- (3) 公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）は、申出者が次の各項目のいずれかに該当する場合は、協賛申出書を受理しないものとし、申出者に対してその旨を通知するものとする。
 - ① 特定の政治、思想または宗教等の活動を目的とした団体、もしくはイベントを特定の政治、思想または宗教等の活動に利用するおそれのある者
 - ② 法令または公序良俗に反する者
 - ③ イベントについて、品位を傷つけまたは正しい理解を妨げるおそれがある者
 - ④ その他不相当と判断する者
- (4) 公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）は、

協賛を受理した場合、速やかに協賛を行った者（以下、「協賛者」という。）に滋賀県がん啓発活動協賛受理書（様式 3）を発行するものとする。

5 協賛金等の管理

- (1) 金銭による協賛を得た場合、その協賛金は公益財団法人滋賀県健康づくり財団の「がんイベント」の銀行口座で管理するものとする。
- (2) 物品による協賛を得た場合、公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）において善良に管理し、適正に使用するものとする。

6 協賛特典

協賛者のご芳名を滋賀県がん対策推進運動事業の「がん検診受診啓発広告プロジェクト」で作成する動画や、「大切な人へのお手紙プロジェクト」で作成するメッセージ送付用封筒に掲載して披露する。ただし、協賛者の意向等があった場合は、この限りでない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）理事長が別に定める。

(様式 1)

滋賀県がん啓発活動協賛申出書

平成 年 月 日

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 あて

(申出者)

印

公益財団法人滋賀県健康づくり財団（日本対がん協会滋賀県支部）が定める「滋賀県がん啓発活動御協賛 趣意書」に基づき、下記のとおり協賛を申し出ます。

記

ご協賛の形態	金額・物品・役務等の名称、数量等
金額計	

*差し支えない範囲で、金銭換算相当額をご記入ください。

ご芳名	
御社名	
所在地	〒
連絡先	(TEL) — —

(様式 2)

滋賀県がん啓発活動協賛依頼書

平成 年 月 日

様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理 事 長

このたびは、滋賀県がん啓発活動御協賛趣意書にご賛同いただき、ご協賛をお申し出いただきありがとうございます。

つきましては、下記のとおりお申し出いただいたご協賛を収納させていただきます。収納時期、収納方法などについては協議させていただきます。

記

ご協賛の形態	金額・物品・役務等の名称、数量等
金 額 計	

(様式 3)

滋賀県がん啓発活動協賛受領書

平成 年 月 日

様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理 事 長

滋賀県がん啓発活動への御協賛について、下記のとおり受領しました。ご支援いただき、ありがとうございました。

記

ご協賛の形態	金額・物品・役務等の名称、数量等
金 額 計	